

## 0 北海道にバスが来た

大正3年  
6月

### 北海道で最初のバス運行 1914

根室・厚岸間にフォード社製の幌型8人乗り自動車で一日2往復の旅客運送が開始された。

昭和2年  
4月

### 日本乗合自動車協会設立 1927

のちに日本バス協会となる日本乗合自動車協会が設立され、1929年（昭和4年）8月には社団法人として許可された。



大正8年ごろ、大江平吉が留辺蘂～温根湯間で営業した管内第1号乗合自動車

## 1930年～1999年

～「協会創立70周年記念誌」より抜粋～

## 1 北海道バス懇話会の誕生

昭和5年  
1月

### 北海道バス懇話会設立 1930

バス事業者が相互に親睦を深めるとともに、権益の調整、擁護のため業界団体の組織化の気運が高まり、北海道バス懇話会が結成された。同年11月には、日本乗合自動車協会に加入し、北海道支部となった。

昭和8年

### 自動車交通事業法の制定 1933

「自動車交通事業法」が制定され、バス事業が「自動車運輸業」に規定された。

昭和12年  
12月

### 省営バス開設反対運動 1937

全道バス業者臨時大会を札幌で開き、省営バス反対を満場一致で決議し、陳情書を北海道庁長官、札幌鉄道局長をはじめ、中央の関係官庁、両議院議長らに送った。



昭和初期、札幌市内を走る札幌市電と乗合バス



昭和15年ごろ小樽市稲穂町十字路を走る乗合バス

## 2 戦中・戦後の代替燃料への転換と大統合

昭和13年

### 日中戦争の開始に伴うガソリンの配給制開始 1938

9割を輸入に頼っていたガソリンは、開戦に伴い「規正」が強められ、1938年（昭和13年）には配給制となり、代替燃料への転換が推進された。

昭和15年  
9月

### 遊覧輸送などの休止措置 1940

国からの通達により、主として遊覧の用に供せられていたいわゆる「観光バス」は休止措置が取られた。



昭和10年の日本乗合自動車協会第9回定時会員総会

昭和16年  
3月

## 北海道乗合自動車運送事業組合 へと組織変更

1941年(昭和16年)2月に施行された自動車交通事業法の一部改正に基づき、全事業者が強制加入する統制団体として、北海道乗合自動車運送事業組合に組織変更した。

1941

昭和18年  
12月

## ハイヤー業界団体との統合

ハイヤー事業者の業界団体である「北海道旅客自動車運送事業組合」と統合し、「北海道乗合旅客自動車運送事業組合」に改組した。

1943



昭和18年ごろ、美瑛線を走った代燃バス(薪)

昭和20年  
1月

## 全道9業者への大統合実現

民間業者は、札幌、函館、室蘭、旭川、十勝、釧路、北見の7地区ごとに統合され7業者、公営業者は、札幌市と函館市の2業者の合計9業者に大統合された。

1945

# 3

## 新憲法下の法整備とバス事業の再編

昭和22年  
12月

### 道路運送法の制定

新憲法の下で民主化に向けた各種法整備が進められる中、道路運送の総合体系法規として「道路運送法」が制定された。

1947

昭和23年  
1月

### 北海道旅客輸送協会の設立

統制組合であった「北海道乗合旅客自動車運送事業組合」を解散し、会員の親睦任意団体として「北海道旅客輸送協会」を設立し、同年6月に社団法人化の許可を得た。

1948

昭和25年

### 全道で乗合バス業者は 20社に増加、貸切バス再開

新たな事業申請が相次ぎ、1950年(昭和25年)の春には、全道の乗合バス業者は20を数え、車両数は700台を突破するとともに、貸切バスも全道一斉に再開された。

1950



昭和25年の第1回全道バスガイドコンクール

昭和25年  
11月

### 第1回全道バス車掌コンクール開催

第1回全道バス車掌コンクールが路線業務を主体とする乗合旅客接遇競技(第1部)と案内業務を主体とする観光案内競技(第2部)に分け、開催された。

昭和26年  
5月

### 北海道バス協会に名称変更

1950年(昭和25年)3月にハイヤー部門が分離独立したことを受け、名称変更した。

1951



昭和25年ごろの北海道バス協会事務所

昭和26年  
12月

### 統合会社の分割

帯広地区の統合会社の3分割が認可されたことを契機として、1952年(昭和27年)2月には北見地区が2分割、同年6月に道北地区が4分割、1953年(昭和28年)12月には釧路地区が2分割された。

# 4

## 道路整備とバス車両の大型化

昭和29年

### 大型ディーゼル車の普及による輸送力の増大

道路の改良が進み、車両の大型化、ディーゼル化が促進され、平均定員は、1930年(昭和5年)に17人だったものが、1954年(昭和29年)には47人と急増した。

1954



昭和34年  
9月

## 1959 日本バス協会 全国バス事業者大会を道内初開催

日本バス協会第6回全国バス事業者大会を道内では初めて、札幌市で開催した。

昭和36年  
5月

## 1961 道内初のワンマンバス運行開始

札幌市において道内初のワンマンバスが運行開始された。

昭和39年  
8月

## 1964 北海道バス協会事務所新築落成

札幌市中央区に協会事務所を新築し、バス創業50周年記念と併せて同年9月に記念式典を開催した。



昭和新山付近を走るボンネット型ディーゼルバス



昭和39年、北海道バス協会事務所を新築（北1西19）

# 5 モータリゼーションの進展と バス輸送の明暗

昭和42年

## 1967 道内の自家用乗用車 保有台数10万台超え

道路整備の進展とともに、モータリゼーションが促進され、自家用乗用車の保有台数は1967年（昭和42年）に10万台を超え、この後急速にマイカーが普及し、1979年（昭和54年）には100万台を超えた。

昭和45年  
8月

## 1970 不採算路線に対する 補助を要請

マイカーの普及に伴うバス利用者の減少を受け、北海道バス協会として不採算路線414線を発表し、関係官庁に対して補助を要請した。これにより国や地方公共団体の援助による不採算路線の維持のかたちが実現した。



昭和47年  
9月

## 1972 地方バス路線維持費 補助制度創設

国と地方公共団体による路線維持のための「地方バス路線維持費補助制度」が創設された。



雪まつり真駒内会場のバス乗降場風景と雪像（昭和42年）

昭和51年  
11月

## 1976 運輸事業振興 助成交付金制度の創設

軽油引取税の大幅増税に伴い、その一部を財源とした「運輸事業振興助成交付金制度」が創設され、安全運行の確保や輸送サービスの改善のために活用されることとなった。

昭和58年  
10月

## 1983 特定地方交通線廃止に伴う バス転換開始

1980年（昭和55年）に国鉄再建法が成立し、廃止対象となった道内22線区のうち、白糠線が全国初の廃止バス転換となり、この後、順次鉄道の廃止、バス転換が図られた。



道央自動車道を走る都市間高速バス

昭和58年  
12月

## 都市間急行バス運行開始

高速道路・白老インターの開通に合わせて、室蘭・札幌間に高速道路を利用したビジネス急行バスが運行開始され、都市間バスの先駆けとして、大好評を博した。

# 6

## 観光振興と貸切事業の拡大

昭和63年  
5月

### 9月20日・バスの日制定

# 1988

日本バス協会において、「いつでも・どこでも・みんなのバス」を合言葉に、日本で初めて乗合バスが運行された1903年(明治36年)9月20日を記念して、バスの日が制定された。



平成4年落成の北海道バス協会・研修センター(北1西19)

平成3年

### 貸切バス車両2千台超え

# 1991

1979年(昭和54年)に1千台であった貸切バス車両は、道外観光客の増大に伴い増車が続き、1988年(昭和63年)に1千5百台を超え、そのわずか3年後の1991年(平成3年)には2千台を超えた。

平成4年  
7月

### 新千歳空港開港と 国際化の進展

# 1992

北の空の国際化を目指して新千歳空港が開港し、海外からの観光客受入れ体制が整い、空港のバス接車帯に整理誘導員を配置した。



平成5年、バスを日の記念パレード(札幌市駅前通)

平成4年  
10月

### 北海道バス研修センター新築

1980年(昭和55年)から積み立てていた基金を財源として、研修センターを新築した。

平成8年  
10月

### 札幌駅バス 総合案内システム設置

# 1996

交通結節点である札幌駅東口に、利用者への広範な情報提供を目的としてバス総合案内システムを設置した。



親しまれる札幌駅のバス総合案内システム

平成9年  
3月

### 「規制緩和計画の再改定」を 閣議決定

# 1997

閣議決定された「規制緩和計画の再改定」において、バスの需給調整規制の廃止につて、貸切は平成11年度に、乗合は平成13年度までに行う方針が示された。

平成10年  
11月

### 貸切バス駐待機場場設置

# 1998

札幌市北22条に貸切バス駐待機場場を設置した。



北22条貸切バス駐待機場場(管理棟と駐車場)

平成11年  
1月

### バス復権運動提唱と バス・マスコットを用いた「会員之証」制定

# 1999

北海道バス協会は、乗合バスを日常生活に密着した交通サービスの主役として再評価すべきという趣旨で、バス復権運動を全国に向けて提唱した。併せて、バス・マスコットを用いた「会員之証」を制定し、このマークを付けたバス車両が全道各地を一斉に走り始めた。

平成11年  
5月

### 貸切バスの規制緩和を目的とした 「道路運送法の一部を改正する法律」が成立

貸切バスについて、需給調整規制の廃止、免許制から許可制への移行などの規制緩和を趣旨とする法改正が成立した。



2000年～  
2019年

～最近20年の協会の動き～

## 7 規制緩和時代の到来

平成12年  
2月

**貸切バスの規制緩和を目的とした法改正施行**  
貸切バスについて、規制緩和が開始された。

2000

平成12年  
5月

**乗合バスの規制緩和を目的とした  
「道路運送法の一部を改正する法律」が成立**

乗合バスについて、需給調整規制の廃止、免許制から許可制への移行などの規制緩和を趣旨とする法改正が成立した。

平成14年  
2月

**乗合バスの規制緩和を目的とした法改正施行**  
乗合バスについて、規制緩和が開始された。

2002

平成14年  
2月

**バス・マスコット「きよろたん」と命名**

北海道のバス・マスコットが「きよろたん」と命名された。  
注意深くキョロキョロと安全を確認しながら走り回り、お客様に安心していただくバス。キョロキョロしたくなるような魅力あふれる北海道の観光地を走り回るイメージを基に命名。



きよろたん  
北海道のバスのマスコット  
キャラクターです。

平成15年  
9月

**「バスの日」パレード実施**

日本のバス創業100周年を記念して、約300名が参加した「バスの日」パレードが実施された。

2003

## 8 少子高齢化の進展と 燃油価格高騰の中でのバス事業

平成17年  
4月

**北1条西9丁目  
都心部待機場開設**

北22条貸切バス駐待機場を閉鎖し、北1条西9丁目に新たに待機場を開設した。

2005



北1条西9丁目都心部待機場

平成17年  
8月

**北海道防災総合訓練に初参加**

浦河町で開催された「北海道防災総合訓練」に初参加した。

二〇〇〇～二〇一九

平成18年  
9月

## 2006 「軽油価格急騰に伴う全道総決起大会」開催

道トラック協会と共催し、軽油価格の急騰阻止と軽油引取税の暫定税率引き下げに向けて、千百人が参加した総決起大会を開催した。



燃料高騰に対する緊急社長会

平成19年  
10月

## 2007 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」施行

急速な少子高齢化が進展する中、地域における公共交通網の形成促進の観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することを目的に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行された。

平成20年  
7月

## 燃料高騰に対する緊急社長会開催

燃料価格の高騰が経営を強く圧迫しており、公共交通の維持が困難な状況であること踏まえ、緊急社長会を開催し、国等へ支援を働きかけた。

## 2008

平成20年

## 日本の総人口がピークに達し、人口減少社会へ突入

2008年(平成20年)に日本の総人口は1億2千8百万人のピークに達し、この年を境に人口減少社会へと突入した。

平成22年  
3月

## 2010 新千歳空港国際ターミナルビル供用開始

訪日外国人の増加に対応して、新千歳空港に国際線専用ターミナルビルが設置され、共用開始された。



平成29年度 バス利用促進セミナー in 室蘭  
会長あいさつ

平成22年  
11月

## 「バス利用促進セミナー」開催

バス交通に関する現状認識を新たにするとともに、地域公共交通の具体的な対応・取組について理解を深めていただくことを目的として「バス利用促進セミナー」を初めて開催した。

# 9 安全運行のための総合的な対策の強化と交通政策基本法の制定

平成23年  
3月

## 2011 東日本大震災発生

観測史上最大のマグニチュード9.0の大地震とともに、大津波が東北地方沿岸を襲い、多くの方々が被災した。



貸切バス事業者安全性評価認定制度認定ステッカー

平成23年  
4月

## 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」運用開始

利用者が安全な貸切バスを自ら選択できるよう、日本バス協会が運営主体となり、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」が開始された。

平成24年  
4月

## 2012 関越自動車道高速バス事故発生

関越自動車道藤岡ジャンクション附近の防音壁に夜行高速バスが激突し、乗客7名が死亡する大事故が発生した。



平成24年  
12月

## 「交通政策基本法」施行

# 2012

交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定める基本法が施行され、地方公共団体が主体となり、まちづくりと一体となった地域公共交通ネットワークの維持を図ることとなった。

平成25年  
4月

## 公益法人制度改革に伴う 一般社団法人化

# 2013

公益法人制度改革に伴い、一般社団法人北海道バス協会となった。

平成25年  
7月

## 台湾からの旅行客の急増に伴う 貸切バス不足

訪日外国人旅行客（特に台湾）の急増により、貸切バスが不足し、緊急対応が実施された。

平成25年  
9月

## 都心部待機場 「南8条西2丁目」に移転

北1条西9丁目の都心部待機場を閉鎖し、南8条西2丁目に移転した。

平成25年  
12月

## 人権擁護功労賞法務大臣感謝状受賞

人権擁護と人権尊重思想の普及などの功績により、法務大臣感謝状を受賞した。

平成26年  
4月

## 貸切バス新運賃・料金制度へ移行

# 2014

安全・安心な輸送サービスを提供するため、利用者の安全にかかわる費用（安全コスト）を適切に反映させた新運賃・料金制度が開始された。

平成26年  
9月

## 「北海道バスフェスティバル」を初開催

バスの利用促進を図るため、「バスの日（9月20日）」記念事業として「北海道バスフェスティバル」を初めて開催した。

平成26年  
10月

## 貸切バス適正化コンサルティング事業開始

北海道バス協会として、会員貸切事業者の適正な事業運営を支援するため「適正化コンサルティング事業」を開始した。

平成27年  
10月

## 原子力災害時の住民避難に関する要領を制定

原子力災害時の住民避難のためのバス輸送に関し、北海道と要領を定めた。

# 2015



南8条西2丁目 都心部待機場



人権擁護功労賞法務大臣感謝状受賞



北海道バスフェスティバル2014  
バス協会クイズ大会

平成28年  
6月

### 「安全・安心な貸切バスの運行を 実現するための総合的な対策」取りまとめ

軽井沢スキーバス事故を受けて、国として85項目に及び「総合的な対策」を取りまとめ、関係機関、事業者に示された。

平成29年  
4月

### 地域間幹線系統補助金制度の 維持を関係機関へ働きかけ

地域間幹線系統補助金の上限額見直しの動きを受け、北海道バス協会として関係機関に制度の維持の働きかけを行い、見直しが見送られた。

平成29年  
4月

### 貸切バス事業許可更新制導入

不適格者の排除を目的として、貸切バスの事業許可の5年ごとの更新制がスタートした。

平成29年  
6月

### 「一般社団法人 北海道貸切バス適正化センター」設立

国の監査機能を補完する指定機関として「北海道貸切バス適正化センター」が設立され、9月から巡回指導が開始された。

平成29年  
12月

### 「運転者合同説明会」初開催

運転者確保対策として、北海道バス協会が主催する合同説明会を初めて開催した。

平成30年  
9月

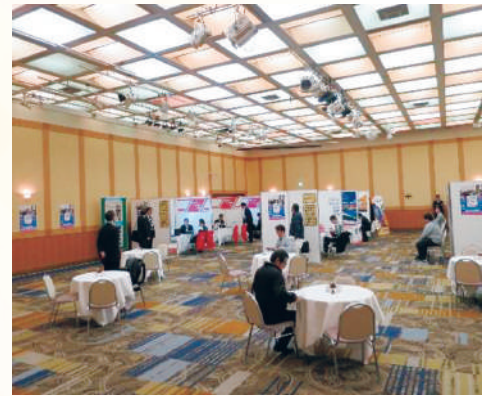
### 北海道胆振東部地震発生

北海道では初めて震度7を観測した地震と同時に全道で停電が発生し、信号機が作動しなかったことから、概ね二日間にわたりバス運行を休止せざるを得なかった。

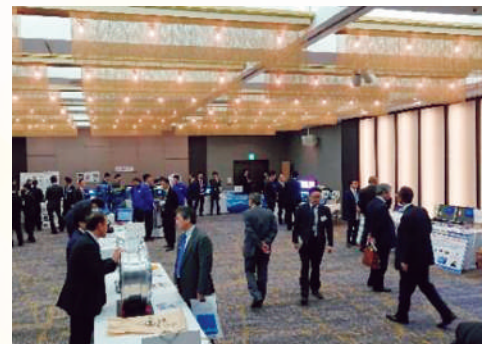
平成30年  
10月

### 第63回全国バス事業者大会を札幌で開催

地震の影響が懸念されたが、被災からの復興の意味を込めて、約450名の参加のもと「全国事業者大会」を開催した。



平成29年度 バス運転者合同採用説明会



平成30年度 安全輸送会議・バス関連製品展示会



平成30年度 北海道原子力防災訓練（住民避難の様子）共和町



第63回全国バス事業者大会 札幌開催